

平成29年度

第8回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第8回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月6日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 市川市役所仮本庁舎 第4委員会室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班(委員)の指名

第4 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	4 件
議案第3号	平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について	5 件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	24 件
報告第2号	地目変更登記に係る回答について	5 件
報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	2 件

5. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤 進一

次 長 谷地 正道

主 幹 鈴木 忠弘

副主幹 田中 恒平

## 6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻になりましたので、平成29年度第8回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、委員10名中、10名出席しております。出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、3番の岡本委員、4番の石田委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。農地班は、第2班で、3番、岡本委員と4番、石田委員です。農政班は、第4班で、7番、宇田川委員と8番、石井(文)委員です。</p> <p>それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第3号まででございます。慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の1、2ページをお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請受付日は、平成29年11月22日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町の地目が畑で、面積は869平方メートル、区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を図るため賃借権を設定するものでございます。説明は、以上でございます。</p>
<p>議席 1番</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> <p>現地調査は、平成29年11月30日に農地調査班第1班と区域3を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、いちかわ市民キャンプ場の西側、概ね300メートルで、10月5日開催の第6回定例総会にて農地法第3条の許可を得た農地に隣接しており、一体として耕作するものです。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。申請地は、露地畑で概ね良好な状態で管理されております。取得後は、キウイフルーツの栽培をするとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>第1班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を図るため賃借権を設定するものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める別段の下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たして</p>

	<p>おります。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 9 番	<p>申請地の周りの農地はどうなっていましたか。</p>
議席 1 番	<p>路地畑と果樹畑になっています。</p>
議席 9 番	<p>キウイは1反で3本ぐらいで足りるほど、伸びがいいので、しっかり手入れをしないと周りの農地に迷惑がかかると思いますが、いかがですか。</p>
議席 1 番	<p>キウイの栽培を主として行うとのことで、スーパーマーケットに3種類のキウイを出荷する計画となっており大丈夫だと思います。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、4件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、4件でございます。</p> <p>初めに、議案の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>1番の申請受付日は、平成29年11月21日でございます。</p> <p>申請地は、堀之内で地目は田、面積は661平方メートルです。区域区分</p>

	<p>は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、駐車場及び資材置場にするため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>次に、議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>2番の申請受付日は、平成29年11月24日でございます。</p> <p>申請地は、北方町で地目は畑、面積は1,983平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、車両置場にするため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>続きまして、議案の7、8ページをお願いいたします。</p> <p>3番の申請受付日は、平成29年11月24日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で地目は畑、面積は1,652平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、駐車場にするため、賃借権を設定するものでございます。</p> <p>最後に、議案の9、10ページをお願いいたします。</p> <p>4番の申請受付日は、平成29年11月24日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で地目は畑、面積は1,652平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。申請理由につきましては、駐車場にするため、所有権を移転するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第1班が実施しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 1番	<p>現地調査は、平成29年11月30日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>1番の申請地は、市立市川考古博物館の南側、概ね150メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリー</p>

トブロック及びフェンスを設置し、被害を防除するとのことをございます。  
なお、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。

申請地には、運搬用コンテナなどの資材の外、トラックなどの車両6台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

2番の申請地は、県立市川東高等学校の南側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリートブロック及びフェンスを設置し、被害を防除するとのことをございます。  
なお、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧後に透水性アスファルト舗装をし、雨水については、自然浸透とするものです。

申請地には、トラック10台の駐車を予定しております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

3番の申請地は、市川市保健医療福祉センターの東側、概ね600メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設のコンクリートブロックを設置し、被害を防除するとのことをございます。なお、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸



<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>透とするものです。</p> <p>申請地には、従業員の通勤用などの車両50台の駐車を予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>4番の申請地も、市川市保健医療福祉センターの東側、概ね600メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用に伴う周辺農地への影響ですが、農地との境界には新設の安全鋼板塀を設置し、被害を防除することとさせていただきます。なお、敷地内の埋立ては行わず、整地して転圧後に砂利敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。</p> <p>申請地には、トラック10台の駐車を予定しております。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>1番の譲受人は、松戸市に本店を置き、貨物自動車運送事業を営む法人です。</p> <p>借地で使用していた既存の駐車場を返還することとなり、周辺に土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになり、申請に至ったことです。</p>
-------------------------	--

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、金融機関からの借入れにより賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工の1ヶ月後となっております。

2番の譲受人は、市内に本店を置き、貨物自動車運送事業を営む法人です。既存の駐車場が手狭になり、周辺に土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工の2ヶ月後となっております。

3番の譲受人は、市内に主たる事務所を置き、社会福祉事業を営む法人です。

借地で使用していた既存の駐車場を返還することとなり、周辺に土地を探していたところ、申請地を賃借できることになり、申請に至ったとのことです。

	<p>いてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工の2ヶ月後となっております。</p> <p>4番の譲受人は、市内に本店を置き、貨物自動車運送事業を営む法人です。事業拡大に伴い車両の増台に対応するため、周辺に土地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになり、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除も施されていることから、とくに問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工の2ヶ月後となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。それでは質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>2番ですが、申請地の両脇は梨畑なので、高いフェンスを設置したとき、</p>
議 長	
議席 9番	

事務局	<p>隣の梨畑で作業するときに支障はありませんか。また、了解は得ていますか。</p> <p>申請書類に事業計画書があり、その中で隣接農地所有者へ事業内容の説明をしており、隣接農地所有者からの了解は得ております。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
議席 9番	<p>初めに了解を得ていないと、薬剤散布などで問題が起きても困ると思ひまして、了解しました。</p>
議席 4番	<p>3番ですが、社会福祉法人は介護施設を行っていると思いますが、介護施設の従業員だけで50台使用するのですか。また、4番と面積が同じなんです、4番はトラック10台ですが、3番は50台となっております。その違いはなんですか。</p>
事務局	<p>3番ですが、4カ所の施設があり、現在大柏川沿いに従業員用の駐車場がありますが、公共事業により使用できなくなるため、今回施設からも近い申請地を賃貸借するという事です。面積と台数の関係ですが、図面でご説明いたします。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」1番について、許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>2番についてお諮りいたします。許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>3番についてお諮りいたします。許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>4番についてお諮りいたします。許可することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>「異議なし」ということですので、許可相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、今回の申請は5件でございます。</p> <p>議案の11ページから21ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、平成29年11月24日付けで、市川市長より平成29年度第2次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 5番</p>	<p>議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について」、調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成29年11月29日に、私と三橋会長と6地区の推進委員で行いました。今回は、5件の利用集積計画（案）がございます。</p> <p>まず、11ページと12ページをお願いいたします。</p> <p>1番は、大野町在住の方と、同じく大野町在住の方が所有する大野町の畑1筆、面積1,691㎡のうち799㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、13ページと14ページをお願いいたします。</p> <p>2番は、大野町在住の方と、同じく大野町在住の方が所有する大野町の畑2筆、合計面積7,322㎡のうち3,106㎡において、引き続き貸借借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、15ページと16ページをお願いいたします。</p> <p>3番は、大野町在住の方と、同じく大野町在住の方が所有する大野町の畑1筆、合計面積4,608㎡のうち1,055㎡において、引き続き貸借借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、梨の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、17ページと18ページをお願いいたします。</p>

	<p>4番は、国分在住の方と、曾谷在住の方が所有する柏井町の畑1筆、面積1,090㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、キャベツの栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は260日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、19ページと20ページをお願いいたします。</p> <p>5番は、原木在住の方と、同じく原木在住の方が所有する原木の畑13筆、合計面積2,096㎡において、引き続き使用貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、ネギの栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>このことから、5件すべて平成29年度第2次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思われまます。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画の決定について」1番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。

各 委 員	<p>2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>3番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>4番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件が3件ございます。報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が11月分24件ございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p>
事 務 局	



<p>議 長</p>	<p>今回の報告は、平成29年11月2日から同年11月30日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は9件、13筆、10,142平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、15件、29筆、5,848.64平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、24件、42筆、転用面積は、15,990.64平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、23ページから27ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、5件ございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」、5件ご報告いたします。</p> <p>28ページから32ページをお願いいたします。</p> <p>1件目は、平成29年10月17日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、南行徳の1筆、面積は167平方メートルで、市街化区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成13年10月3日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年10月31日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、届出内容と現況が相違であることから「転用目的相違」、現況については「店舗兼共同住宅」と回答したもので</p>

ございます。

次に、2件目でございます。

29ページをお願いいたします。

本件は、平成29年10月23日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、下新宿の1筆、面積は166平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、昭和49年12月18日に農地法第5条に基づき、「住宅」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年10月31日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「転用目的どおり」と回答したものでございます。

次に、3件目でございます。

30ページをお願いいたします。

本件は、平成29年10月27日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、二俣の3筆、合計面積は1,586平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、平成4年3月23日に農地法第5条に基づき、「グラウンド」として転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年11月7日に農地調査班第1班の農業委員及び職務代理者に状況の説明を行い、回答について了承

をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「車両置場及び事務所」と回答したものでございます。

次に、4件目でございます。

31ページをお願いいたします。

本件は、平成29年11月9日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、大野町の1筆、面積は166平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。

本件に係る申請状況としましては、昭和61年11月20日に農地法第5条に基づき、「資材置場」として昭和62年11月30日までの使用貸借の一時転用許可を受けております。

そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年11月20日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、許可内容が一時転用であり期限が経過していることから「違反転用」、現況については「住宅」と回答したものでございます。

次に、5件目でございます。

32ページをお願いいたします。

本件は、平成29年11月14日付けで、千葉地方法務局市川支局から照会があったものでございます。

土地の所在は、東菅野の1筆、面積は210平方メートルで、市街化区域に位置しております。

登記簿の地目「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登

<p>議 長</p>	<p>記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、平成9年11月27日に農地法第5条に基づき、「駐車場」として、また平成29年9月11日に農地法第5条に基づき、「専用住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成29年11月20日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、現況については「駐車場跡地（舗装撤去）」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の33ページ、34ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成29年10月26日から同年11月24日に申請のあった2件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了いたしましたの</p>

で、第8回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご協力、ありがとうございました。